

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
○ 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】		障害福祉課			
○ 令和七年度自衛官第五次募集（自衛官候補生） 【告示】		危機管理課			
○ 土地改良事業計画の変更の認可 【公告】		耕地課			
○ 土地改良区役員の退任及び就任届		耕地課			
○ 公共測量の終了		監理課			
○ 一般競争入札の実施		用度課			
○ 落札者等の決定		教育委員会			
○ ”		”			
○ ”		警察本部会計課			
【企業局】					
○ 岡山県企業局文書取扱規程の一部改正		総務企画課			
○ 岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程 （以上県例規集登載）		”			

◎岡山県規則第五十八号

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十二年岡山県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の部（五）の項3中「を設ける場合においては」を「のうち一以上には」に改め、「がある便所」を削り、同3を同項5とし、同項中2を4とし、同項1中「（六）の項」を「（六）の項2」に、「2」を「4」に改め、同1を同項3とし、同3の前に次のように加える。

1 多数の者が利用する便所は、特定の階に偏ることなく設ける等多数の者が当該便所を利用する上で支障がない位置に設けること。

2 多数の者が利用する便所は、これらの者が利用する階（直接地上へ通ずる出入口のある階であつて多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。）の階数に相当する数以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ当該数以上）設けること。

別表第二の一の部（六）の項中
多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所（以下この表において「車椅子使用者用便所」という。）を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。
を

1 多数の者が利用する便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方米メートルを超え、四万平方米メートル以下の場合にあつては二以上、当該便所設置階の床面積が四万平方米メートルを超える場合にあつては当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（一

に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数以上。ただし、当該階に設ける(五)の項に定める便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあつては、当該(五)の項に定める便所の数とする。)に、車椅子使用者用便房を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上。イにおいて同じ。)設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に定める場合は、この限りでない。

イ 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

ロ 1本文の規定により設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める場合

(1) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち一以上(当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、1本文に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

(2) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち一以上(当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、1本文に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

ニ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数(一に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数)(千平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるも

に改め、同部(七)の項中

のを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数)に1本文に定める床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イに定める施設がイに定める位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合

2 車椅子使用者用便房を設ける便所(以下この表において「車椅子使用者用便所」という。)は、次に定める構造とすること。

多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用駐車施設を一以上(全駐車台数が百を超える場合にあつては、一にその超える駐車台数百までごとを一を加えた数以上)設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

を

1 多数の者が利用する駐車場には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2に定める場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下イ及びロにおいて同じ。)が二百以

下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（一に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数）

ロ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（一に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数）に二を加えた数

2 車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものは、次のイ又はロに定める場合とする。

イ 多数の者が利用する駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

に改める。

ロ 多数の者が利用する機械式駐車場及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であつて、次に定める基準に適合する場合

(1) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

(2) 当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、1本文に定める数以上であること。

3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2ロ(1)に定める場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

別表第二の一の部(六)の項1各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、集会施設及び興行施設の客席にあつては、車椅子使用者用区画を二以上（客

席数が四百席を超える場合にあつては、二にその超える客席数二百までごとに一を加えた数以上）設けること。

別表第二の一の部(六)の項 1 イ中「八十五センチメートル」を「九十センチメートル」に、「百二十センチメートル」を「百三十五センチメートル」に改め、同部(三)の項中「(六)の項イ」を「(六)の項 2 イ」に改める。

別表第三及び別表第四中「同部(五)の項 3」を「同部(五)の項 5」に改める。

附 則

この規則は、令和七年八月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百七十五号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和七年度募集の要領は、次のとおりである。

令和七年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和七年八月四日から同年九月十日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

令和七年九月十六日から同月二十日までの間で、志願者本人が希望する日時

2 口述試験及び身体検査

令和七年九月二十七日から同年十月一日までの間で、指定する一日

七 試験場（口述試験及び身体検査）

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊日本原駐屯地（勝田郡奈義町）

3 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

4 右記のほか設定する場合がある。

八 採用予定時期

1 令和八年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほか設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六―二二一―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六―二二一―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和七年七月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

上原井領土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

上原井領土地改良区

維持管理

三 認可年月日

令和七年七月十七日

令和7年7月29日 岡山県公報 第12722号

〔三三七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。
令和七年七月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 土地改良区の名称		住 所		理事 の別 事
砂川右岸土地改良区		岡山市東区谷尻二二五		
退任及び就任役員	就任役員	〃	東平島四九八―一二	理事
氏 名	氏 名	〃	草ヶ部三五六―二	〃
尾崎 勝	尾崎 勝	〃	〃 二二〇	〃
中西 健造	豊島 武	〃	〃 一一六二	〃
西山 純彦	〃	〃	中尾五八五	〃
矢部 政美	矢部 政美	〃	上道北方一四七〇	〃
〃	岡本 保人	〃	中尾七三一	〃
〃	石原 敬文	〃	上道北方一四六三	〃
南葉 友義	〃	〃	鉄五五〇	〃
安倉 庄吾	〃	〃	〃 九一九	〃
吉田 逸明	吉田 逸明	〃	古都宿三四六	〃
小西 元	小西 元	〃	〃 一一五六―五	〃
田中 信行	田中 信行	〃	矢津一七三一	〃
水川建太郎	水川建太郎	〃	〃 一七三七	〃
石原 憲郎	石原 修治	〃	古都南方二八六八	〃
中村 進	〃	〃	〃 二五一五―二六	〃
秋山 昭憲	東 志穂	〃	瀬戸町笹岡七一九	〃
万代 孝一	万代 孝一	〃	〃 観音寺五	〃
水内 秀昭	水内 秀昭	〃	〃 宿奥四〇〇	〃
松本 好正	松本 好正	〃	〃 菊山一三五	〃
〃	沖 順子	〃	〃 下三九六―一二	〃
三藤 一幸	三藤 一幸	〃	草ヶ部一五〇	〃
小坂 昇	小坂 昇	〃	古都宿一〇六三	〃
万代 伸正	〃	〃	瀬戸町観音寺一	〃
〃	岡本 智子	〃	〃 菊山六四	〃

〔三三八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年七月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

津山市堂尾地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測 量 の 種 類
令和七年六月三十日	終 了 年 月 日

「三三七」政府調達に関する協定の適用を受ける調達がいついつ次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年七月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
残留応力測定用 X 線回折装置 1 式
- (2) 購入物品の特質等
- (3) 入札説明書及び機器規格仕様書 (以下「入札説明書等」という。) による。
- (4) 納入期限
令和 8 年 3 月 19 日 (木)
- (5) 納入場所
- (6) 入札説明書による。
- (7) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 7 年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (令和 7 年岡山県告示第 197 号 (物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。) に定める資格をいう。) を得ている者で、格付区分が A であるものであること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領 (平成 19 年岡山県告示第 332 号) の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2 (1) の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226－7538

(2) 申請期限

令和7年8月21日(木) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226－7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年7月29日(火) から同年9月1日(月) まで(岡山県の休日を定める
条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、
返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、
交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ約100グ
ラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」とい
う。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月10日(水) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和7年9月9日(火) 17時を受領期
限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室
ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出
を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書
で指定する添付書類を令和7年9月1日(月) 17時までに、4(1)の場所に提出(郵送
等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた
場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
X-ray residual stress analyzer 1 Unit
- (2) Delivery date :
By 19 March (Thursday) , 2026
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1 :10 P.M. 10 September (Wednesday) , 2025
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2－4－6, Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8570,
Japan
TEL 086－226－7540

〔三四〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年七月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

令和七年度岡山県立高等学校等岡山市他地区空調設備リース業務
八校二百一教室の空調設備一式

二 借入期間

令和八年三月一日から令和十八年二月二十九日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁財務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年七月十八日

五 落札者の名称及び所在地

三井住友ファイナンス&リース株式会社 岡山営業部

岡山市北区柳町一丁目一番一号

六 落札金額

四三六、九二〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三九、七二〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年五月三十日

〔三四一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年七月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

令和七年度岡山県立高等学校等倉敷市他地区空調設備リース業務
九校二百十五教室の空調設備一式

二 借入期間

令和八年三月一日から令和十八年二月二十九日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁財務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年七月十八日

五 落札者の名称及び所在地

三井住友ファイナンス&リース株式会社 岡山営業部

岡山市北区柳町一丁目一番一号

六 落札金額

四六六、六二〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四二、四二〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年五月三十日

〔三四二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定し
た。

令和七年七月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

交通管制センター中央装置機器等の借入れ 一式

二 借入期間

令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部交通規制課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年六月三十日

五 落札者の名称及び所在地

三井住友ファイナンス&リース株式会社岡山営業部

岡山市北区柳町一丁目一番一号

六 落札金額

一月当たり九、五一五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八六五、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年五月九日

◎岡山県企業訓令第2号

企業局一般

岡山県企業局文書取扱規程（昭和三十年岡山県営電気事業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十九日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

第一条の二中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 文書管理システム 電子計算機を利用して文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄、移管その他文書等の管理に関する一連の事務の処理を行うシステムをいう。

五 電子決裁 文書管理システムの機能を利用して電子的方式により電子文書の決裁を行う方法をいう。

第二条に次の一項を加える。

2 文書等の処理は、文書管理システムを利用して行うものとする。ただし、総務企画課長がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

第六条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 文書管理システムの運用に係る課内の基本的な設定に関すること。

第八条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書」を「文書等」に、「次の」を「次に掲げる」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「文書」を「文書等」に改める。

第十条第一項中「文書は」を「文書等は」に改め、同項第一号及び第三号並びに同条第二項中「文書」を「文書等」に改める。

第十二条の二中「收受した文書等」の下に「（電子文書を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二号中「別に定める措置をとるものを除き、文書管理台帳（様式第三号）に所要事項を記入する」を「電子文書に変換し、所要事項とともに文書管理システムに登録する」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、電子文書への変換に適しない文書として総務企画課長が定めるものについては、その登録を省略することができる。

第十二条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 別に定める措置をとるものを除き、総務企画課長が前号本文の規定により難いと認めた場合は、文書管理台帳（様式第三号）に所要事項を記入すること。

第十二条の三第二項中「又は別に定める措置をとるもの」を削り、「文書管理台帳に所要事項を記入」を「電磁的記録として取り込み、所要事項とともに文書管理システムに登録」に、「前条第三号」を「前条第四号」に改め、「ものとし、その課の分掌に属しないものは、直ちに、理由を付して主務課に送付するものとする」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その課の分掌に属しないものは、直ちに、理由を付して主務課に送付するものとする。

第十二条の三に次の一項を加える。

3 別に定める措置をとるものを除き、総務企画課長が前号本文の規定により難いと認めた場合は、文書管理台帳に所要事項を記入するものとする。

第十四条中「第十二条の二第三号」を「第十二条の二第四号又は第十二条の三第二項」に改める。

第十五条第一項中「事務の処理に当たつては」を「総務企画課長が前項の規定により難いと認めた場合は」に、「しなければならぬ」を「するものとする」に改め、同項た

だし書中「ただし」を「この場合において」に、「簡易」を「輕易」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

事務の処理は、事務担当者が、処理期限等所要事項及びその処分案を文書管理システムに登録して、電子決裁により行わなければならない。

第十六条中「処分案」を「処分案が登録された電子文書又は処分案」に、「以下」を「以下この条から第十九条まで及び第二十四条において」に改め、「字句を添削したときは、これに認印を押さ」を削り、同条に次の一項を加える。

2 起案文書の文案は、起案用紙を用いて起案を行う場合であつて、字句を添削したときは、これに認印を押さなければならない。

第十七条第一項中「第一号から第三号まで」を「次の各号」に、「は起案用紙の取扱区分欄に、第四号から第六号までに掲げるものは起案用紙の発送区分欄に、それぞれ」を「は、」に、「記入」を「文書管理システムに登録」に改め、同条第二項中「赤色の付せんを起案用紙の上部にはら」を「文書管理システムを用いて起案を行う場合にあつては至急の取扱いを文書管理システムに登録し、起案用紙を用いて起案を行う場合にあつては起案用紙の上部に赤色の付箋を貼ら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の起案文書のうち起案用紙によるものは、前項各号に掲げる取扱いの区分に応じ、当該各号に定める取扱いの種類を起案用紙の取扱区分欄及び発送区分欄に記入しなければならない。

第二十一条中「未処理文書」の下に「のうち起案用紙によるもの」を加える。

第二十二条第一項中「完結文書」の下に「(電子文書を含む。第三十条から第三十二条まで及び第三十四条において同じ。)」を加え、同条第二項中「完結文書」の下に「のうち電子文書以外のもの」を加える。

第二十三条中「文書管理台帳」を「文書管理システム等」に改める。

第二十四条を次のように改める。

(發送文書の処理)

第二十四条 決裁を受けた文書等のうち發送文書については、主務課において文書管理システムに文書番号等所要事項を登録しなければならない。ただし、総務企画課長がこれにより難いと認めた場合は、文書發送番号簿(様式第六号)に所要事項を記入するものとする。

2 發送文書が起案用紙による起案文書に係るものであるときは、起案用紙に文書番号及び施行年月日を記入しなければならない。

第二十五条第二号中「起案用紙」を「文書管理システムに校合者情報を登録し、起案用紙を用いて起案を行う場合にあつては、起案用紙」に改める。

第二十六条中「ために文書を提示された」を「ための申請があつた」に改める。

第二十八条の二第三項を削る。

第三十条の次に次の一条を加える。

(保存年限の特例)

第三十条の二 電子文書に変換した文書については、引き続き保存を要するものを除き、一年未満の保存年限を設定できるものとする。

第三十一条に次のただし書を加える。

ただし、保存年限が一年未満の完結文書については、当該文書を作成し、又は取得した日から起算する。

第三十二条第一項第一号中「編冊」を「文書の編冊」に改め、同条第三号中「編冊の題名」を「簿冊名(編冊の題名をいう。)」に改める。

第三十二条の二を次のように改める。

(電子文書の保存)

第三十二条の二 電子文書(電子メールを含む。)は、軽易なものを除き、文書管理システムに記録して保存するものとする。ただし、別に定めるもののほか、文書管理者が定める記録媒体に記録して保存する場合は、この限りでない。

第三十三条第一項中「の文書目録」を「及び前条の規定により文書管理システムに記録して保存する電子文書の文書目録(簿冊管理表)」に改め、同条第二項中「文書目録」の下に「(簿冊管理表)」を加える。

第三十五条第一項中「保存文書引継書」を「文書目録(保存文書引継書)」に改め、「五月末日」を「毎年度五月末日」に改める。

第三十九条第一項中「文書」を「文書等」に、「印影」を「電子文書以外の文書等」については、印影」に改め、同条第三項中「文書に」を「文書等に」に、「廃棄文書一覧表」を「文書目録(廃棄文書一覧表)」に改め、同条第四項を削る。

第四十条中「廃棄文書一覧表」を「文書目録(廃棄文書一覧表)」に改める。

様式第九号中「フメム」を「簿冊」に、「フメム」を「簿冊」に改め、
「合冊」を削る。

様式第十号中「保存文書引継書」を「文書目録(保存文書引継書)」に、「フメム」を「簿冊」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和七年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に使用されているこの訓令による改正前の岡山県企業局文書取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県企業管理規程第五号

岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年七月二十九日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県企業局公印規程の一部を改正する規程

岡山県企業局公印規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「押印しようとする書類に起案文書その他証拠書類を添え」を「岡山県企業局文書取扱規程（昭和三十年岡山県営電気事業訓令第二号）第一条の二第一項第四号に規定する文書管理システムにより」に、「提示」を「申請」に改め、同条第二項中「起案文書に認印を押さなければ」を「文書管理システムに承認の登録をしなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

3 総務企画課長が第一項の規定により難いと認めた場合は、押印しようとする書類に起案文書その他証拠書類を添え、公印取扱者に提示して審査を受けなければならない。

4 公印取扱者は、前項の規定による公印の使用を適当と認めたときは、起案文書に認印を押さなければならない。

附 則

この規程は、令和七年八月一日から施行する。